

令和6年度やまがた保育士・保育の仕事の魅力発信セミナー実施業務  
委託仕様書（企画提案用）

1 業務名

令和6年度やまがた保育士・保育の仕事の魅力発信セミナー実施業務

2 期間

契約締結の日から令和7年1月17日（金）まで

3 事業目的

これから将来の職業選択を考える中高生やその保護者を中心に、保育士に興味関心を持つ方々をはじめ、広く社会全体に向け、山形県で保育士として働く魅力について発信することで、保育士として働くことのやりがいや楽しさ、社会的な意義を浸透させるとともに理解の促進・イメージ向上を図り、本県の次代の保育士確保に資することを目的とする。

4 業務内容

(1) 実施時期

令和6年10月27日（日）までの土日祝日に1回

(2) 開催方法

- ・選定した講師による講義、講演に加え、事業目的を達成するための効果的な手法を併せた方法とすること。（例：講義、講演に加えてパネルディスカッションやグループワークを行う。）
- ・講師を会場に招聘しての集合形式及びオンライン形式（Zoom等を使用）を併用したハイブリッド形式
- ・セミナー終了後に一定期間インターネット配信（最低1か月）を行うこと。

(3) 対象者及び内容

●主たる対象者

中学生・高校生及びその保護者

(※) 中学生・高校生及びその保護者が主たる対象者だが、指定保育士養成施設の学生や、保育関係業務に従事しようとする者、保育士に興味関心を持つ者などの参加も可とする。

●内容

- ・山形県で保育士として働く魅力、保育士という職業のやりがい、社会的意義などが参加者に分かりやすく伝わる内容とすること。
- ・主たる対象者に対して、将来、山形県で保育士として働くことを志すきっかけと

なるような内容とすること。

- ・主たる対象者に対して、その属性ごとに効果的な講演内容、手法を用いた内容とすること。

(例：「講演において、中高生に対する保育の楽しさ・魅力の発信と、保護者に対する安心して働ける職場の魅力の発信をそれぞれ行う。」

「講演後はグループワークを行い、保育士に対する興味関心等をさらに深化させる。」 など。

- ・より効果的と思われる内容、若しくは同程度の効果が見込まれる内容であれば、独自の内容で提案することも可能とする。

#### (4) 講師等の選定

保育士という職業及び保育の現場に対して深い知見を有する者を複数名選定すること。なお、国や都道府県などにおいて講演実績を有する講師であることが望ましい。

#### (5) 参加者の人数、募集及びその確保

##### ●参加者の人数

60名以上（会場40名以上、オンライン20名以上）とする。

##### ●募集及び参加者の確保

県内の中学校及び高等学校（合計160校程度）の生徒に対して参加者を募集するチラシの作成やSNSやウェブメディアなど、複数の広告媒体を組み合わせる効果的に募集を行うなど、参加者（60名以上）を確保するよう努めること。

なお、参加申込の開始から参加申込の締切までは1か月以上の期間を設定するものとする。

以下の受講者管理を行うこと。

##### ①参加申込用のホームページ開設。

（※既存のHP等を活用することを拒まない）

##### ②参加者からの申込受付（受講用のURL配布含む）

##### ③参加者に対する各種サポート

（※Zoom等によるオンラインセミナー参加方法の説明、サポート、その他参加者との連絡調整など）

##### ④参加者名簿の作成

#### (6) セミナー終了後の動画配信及びアンケート

- ・セミナーについて、参加者以外も視聴できる任意の形式により一定期間（1か月以上）インターネット配信すること。
- ・次年度以降の類似企画の実施の参考とするため、セミナー参加者にアンケート

を実施、集計し県へ報告すること。

- ・アンケートの内容はセミナー実施の効果が図れるものであること。

## 5 受託にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 感染症対策を必要に応じて講じること。
- (3) 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報特記事項」を遵守すること。
- (4) 事業実施により得た情報（個人情報含む）等については、すべて山形県に帰属するものとする。
- (5) 本業務で使用する画像・映像等の著作権及び肖像権など権利関係の処理及び調整は本業務の受注者が行うこと。
- (6) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (7) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (8) 委託業務の実施にあたっては、県と打合せしながら進めること。
- (9) 本事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して委託事業の収入及び支出を記載し、委託料の使途を明らかにしておくこと。
- (10) 本委託事業の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。
- (11) 委託業務に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。
- (12) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。